

**Q 町内業者による建売の場合の加算はありますか。**

A 新築した場合のみ加算対象となりますので、建売住宅や中古住宅を購入した場合の加算金はありません。

**Q 前の所有者が、新築として補助金の交付を受けていた住宅を、別の者が中古で取得する場合、新しい所有者は補助金の交付対象になりますか。**

A 新しい所有者も補助金の交付対象となります。ただし、前の所有者は補助金交付を受けてから10年未満に売却、譲渡等することは原則認められず、補助金の返還が必要となる場合があります。

**Q 扶養家族とは、どのような者が該当しますか。**

A 16歳未満の方や、所得税法第84条に規定されている扶養親族（年間の合計所得金額が38万円以下の方）等が該当します。

**Q 賃貸補助を受けていますが、継続して申請する時に40歳を超えていた場合、補助金はもらえますか。**

A 継続して申請していただければ交付します。

**Q 単身で住宅を取得し転入した後、申請期限の6ヶ月以内に結婚した場合、補助金はもらえますか。**

A 申請期限内（住宅取得後、6ヵ月以内に住所を設定し申請）であれば、結婚等により補助要件を満たせば補助金を交付します。また、住宅家賃補助金についても1ヵ月以内（年度末は3月31日まで）であれば補助金を交付します。

**Q 住宅取得補助金を受け、10年以内に離別・死別等で単身世帯となった場合、補助金の返還は必要ですか。**

A 補助金の申請から10年以上居住していただければ、返還の必要はありません。

**Q 住宅家賃補助金を受け、離別・死別等で単身世帯となった場合、補助金の返還は必要ですか。**

A 返還の必要はありません。また、翌年度以降も継続申請していただければ補助金を交付します。

**Q** 補助金返還の免除要件となる「止むを得ない事由」とはどのようなものですか。

**A** 「止むを得ない特別な事由」としては、次のような場合の転出又は住宅の売却が考えられます。

- ①生計維持者の死亡、長期入院等により生活の維持が困難となった場合
- ②転勤により居住することが困難となった場合

**Q** 中古住宅を購入し、すぐに建て替える予定ですが補助金はもらえますか。

**A** 建て替える予定でも要件を満たせば補助金を交付します。

※市街化調整区域の住宅を購入した場合、建て替えが出来ない可能性がありますのでご注意ください。

**Q** 住宅家賃補助を受けていて、申請日から3年以内に住宅取得補助金の補助要件に合う住宅を取得した場合、補助金はもらえますか。

**A** 住宅家賃補助金は、新築する住宅に住所設定した日の前月まで交付します。また、住宅取得補助金も交付します。

**Q** 町外からの転入で、新築する住宅が出来上がるまで町内の市街化区域の賃貸住宅に3ヵ月程度一時入居した場合、補助金はもらえますか。

**A** 住宅家賃補助金は、3年以上入居することを条件としていますので交付できません。

**Q** 定住促進補助金の交付を受けた場合、税金はかかりますか。

**A** 定住促進補助金は、所得税法上「一時所得」として扱うことになります。一時所得の計算上50万円の特別控除があり、50万円を超える部分の1/2が課税対象となります。

定住促進補助金が50万円の場合、定住促進補助金の交付を受けた年の一時所得が他になければ、課税所得は0円となり税金はかかりません。ただし、定住促進補助金の加算金がある場合や一時所得が他にもあり、一時所得の合計が50万円を超える場合には、その超える部分の1/2が課税所得の対象となり税金がかかります。

詳しくは税務署又は町税務課にご確認のうえ、申告してください。